

岡山県生活習慣病検診等管理指導協議会設置要綱

(目 的)

第1条 がん、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の動向を把握し、また、市町村、医療保険者及び検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理のあり方等について専門的な見地から適切な指導を行うとともに、今後の生活習慣病対策の推進について協議するため、岡山県生活習慣病検診等管理指導協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 協議会は、委員10名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の構成員
- (3) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期が満了した場合においても、後任者が委嘱又は任命されるまでは、その職務を行う。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を知事に報告し、又は意見を具申する。

- (1) 検診の実施状況の把握及び検討並びに評価
- (2) 市町村及び検診実施機関に対する実施方法並びに精度管理の指導
- (3) その他検診精度の維持向上のための必要事項
- (4) 生活習慣病対策の在り方

(会 長)

第4条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由により協議会に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、本条第2項及び第3項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(部会の設置)

第6条 協議会に循環器疾患等部会、胃がん・大腸がん部会、子宮がん部会、肺がん部会、乳がん部会及びがん診療連携部会の6部会を設置する。

2 部会は部会委員7名以内で組織し、第2条第1項各号に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

3 前項の規定にかかわらず、協議会委員は、必要に応じて部会委員となることができる。

4 各部会に部会長を置き、各部会委員の互選によってこれを定める。

5 各部会の会議は、当該部会長が召集し、部会長が議長となる。

6 第4条第3項の規定は、部会長に準用する。

7 第2条第2項及び第3項の規定は、部会委員に準用する。

8 第5条第2項、第3項及び第4項の規定は、部会に準用する。

(部会の任務)

第7条 各部会は、協議会が委ねた事項及び次の事項について、それぞれ専門的立場から調査審議し、その結果を会長に報告し、又は意見を具申する。

(1) 循環器疾患等部会専任事項

ア 医療保険者等において実施した特定健康診査等の受診率、及び選択実施項目別の実施率、異常率等を検討するとともに、その効果や効率を評価し、今後における特定健康診査等の実施方法等について検討する。

イ 特に、特定健康診査等の結果から医療機関を受診する必要があるとされた症例又は医療機関を受診している症例については、検討会を設ける等の方法により検査結果、治療の状況等を検討し、特定健康診査等の効果や効率を評価する。

ウ 検診実施機関における検診機器の保守点検、心電図及び眼底写真の撮影技術及び判定結果並びに血液検査の標準化を評価し、今後における精度管理の在り方について検討する。

また、これらの業務を適切に行うため、必要に応じて検診実施機関の実地調査を行う。

(2) 胃がん・大腸がん部会、子宮がん部会、肺がん部会及び乳がん部会専任事項

ア 市町村において実施したがん検診の受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度及びがん発見率等の指標を把握し、以下の検証を行うことにより、広域的見地からがん検診の事業評価を行い、地域医師会、検診実施機関、精密検査機関等関係者に対する指導又は助言を行う。

また、その効果や効率を評価し、今後のがん検診の実施方法等について検討する。

・各指標について全国数値との比較を行う等の方法により、都道府県全体としてのがん検診の事業評価を行う。

・各指標について市町村ごとの検討を行い、各市町村間、都道府県及び全国における数値との比較において大きなばらつきがないか検証する。

・各指標について検診実施機関の間で大きなばらつきがないか検証する。

イ 特に、精密検査の結果、がんと診断された症例については、検討会を設ける等の方法により、その検診受診歴、病期、治療の状況等を検討し、検診の効果や効率を評価する。

ウ 各指標について、市町村や検診実施機関の間で大きなばらつきがある場合等には、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（がん検診事業の評価に関する委員会報告書（平成20年3月）以下「報告書」という。）の「がん検診の事業評価における主要指標について」等を参考として、検診実施機関の精度管理上の問題か、がん検診の対象集団の特性の差異によるものかなど、問題の所在を明らかにするように努める。

エ 市町村における精密検査の未受診者に対する受診指導について、その実施手法、実施間隔等を把握し、精検受診率を向上させるための具体的な改善策を検討する。

オ 検診実施機関における精度管理の状況を把握するため、下記について評価し、今後における精度管理の在り方について検討し、検診実施機関に対する指導または助言を行うとともに、精度管理上の問題が認められるにもかかわらず、改善のための措置をとらない検診実施機関については、検診を委託することが適切でない旨の情報提供を市町村に対し行う。

・胃がん検診については、エックス線写真の良否、判定の結果、読影の体制、読影医師及び診療放射線技師の人員、撮影装置の耐用年数等について評価する。

・大腸がん検診については、判定の結果、検体の処理数・処理方法等について評価する。

・子宮がん検診については、検診実施機関における細胞診検査の精度の向上を図るため、検体の抜き取り調査等により判定結果の評価を行うとともに、検体の処理数及び保存状況等について評価する。

・肺がん検診については、エックス線写真の良否、判定の結果、読影の体制等について評価し、検診実施機関における細胞診検査の精度の向上を図るため、検体の抜き取り調査等により判定結果を評価するとともに、検体の処理数及び保存状況等について評価する。

・乳がん検診については、乳房エックス線写真の良否、判定の結果、読影の体制、読影医師及び診療放射線技師の人員、撮影装置の耐用年数等について評価する。

また、これらの業務を適切に行うため、市町村、検診実施機関等と連携し、報告書の「がん検診のための事業評価のためのチェックリスト（検診実施機関用）」を参考とするなどして、事業評価を実施するとともに、必要に応じて検診実施機関の現地調査を行う。

(3) がん診療連携部会専任事項

がん診療連携部会は、厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等の推薦又はがん診療連携推進病院の認定にあたり必要な医療機関の診療体制及び診療設備等の調査及び審査を行うとともに、指定された又は認定した医療機関の活動状況等の把握及び地域におけるがん水準の向上のために必要な助言を行う。

(庶務)

第8条 協議会及び部会の庶務は、保健福祉部において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和62年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成13年12月3日から施行する。

2 平成14年2月1日付けで委嘱又は任命される委員の任期は、第2条第2項及び第6条第7項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

2 平成14年7月1日付けで委嘱又は任命されるがん診療拠点部会の委員の任期は、第6条第7項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月25日から施行する。